

## ふるさとまつやまPR協力企業募集要領

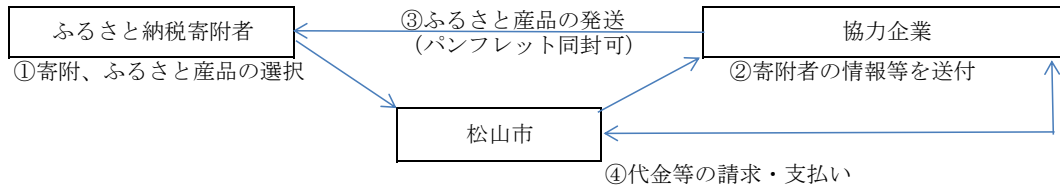
## 1 目的

松山市ふるさと納税制度の推進と本市のイメージアップ、市内企業等の振興のため、寄附者等へお送りする松山をPRできるふるさと産品（以下ふるさと産品という）を提供していただくふるさとまつやまPR協力企業（以下協力企業という）を募集します。

## 【ふるさと納税制度とは】

自分が生まれ育った「ふるさと」等に、恩返しや応援をしたいという気持ちを形にする仕組みとして、地方公共団体（都道府県や市町村）へ寄付を行った場合、寄付額の2,000円を超える部分について、個人住民

## 2 事業の流れ



## 3 対象企業

- ①松山市に本社又は事業所（工場を含む）を有する法人等で、松山市税の未納がないこと。
- ②代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- ③松山市が指示した送付先に安定してふるさと産品を提供できる法人等
- ④生産、製造、販売に関する法令等を遵守していること。
- ⑤下記4の条件を満たすふるさと産品を提供できる法人等

※愛媛県が認定する県共通返礼品（平成31年総務省告示第179号第5条第8号）を提供する法人等はこの限りではない。

## 4 提供していただくふるさと産品

## (1) 食品

- ①菓子、地酒、精肉、青果等の食品（加工された食品を含む）で、単品、詰合せどちらでも可能
  - ②菓子、地酒、その他加工食品については、概ね1週間以上の賞味期限が保証されている商品  
※精肉、青果等の生鮮食品は除く
  - ③松山市の区域内において生産されたもの
  - ④松山市の区域内において原材料の主要な部分が生産されたもの
  - ⑤松山市の区域内において製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの
  - ⑥松山市の地域資源として相当程度認識されているもの（申込後、愛媛県の認定を受けたものに限る）
- ※③④⑤⑥に関しては、いずれかを満たすこと

## (2) 食品以外の商品

- ①松山市の区域内において生産されたもの
  - ②松山市の区域内において原材料の主要な部分が生産されたもの
  - ③松山市の区域内において製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの
  - ④松山市の地域資源として相当程度認識されているもの（申込後、愛媛県の認定を受けたものに限る）
- ※①②③④に関しては、いずれかを満たすこと

## (3) 募集するふるさと産品の金額について

○金額について（諸税・商品代金全て込でご提示ください。）

寄附額の3割のお礼の品をお渡ししております。

3,000円（税込）→ 10,000円寄附

3,300円（税込）→ 11,000円寄附

3,600円（税込）→ 12,000円寄附

※寄附額は1,000円刻みで寄附できるように設定しており、商品代金は300円刻みでご設定ください。

※商品代金は1,500円（税込み）からの設定となります。

※送料については、原則、実費負担額をお支払いいたします。

※その他ご不明な点等あれば、事前にご相談ください。

## (4) 発送等

- ・寄附者等に対してのふるさと産品発送については、市が提示するふるさと納税出荷依頼管理システム（インターネット環境が必要）を用いて協力企業が行っていただきます。
- ・協力企業は、発注書等を受領後2週間をめぐ（日付指定等があるものを除く）にふるさと産品を送付してください。
- ・松山市の送付物の同封を依頼する場合があります。
- ・発送前に送付先に発送等に関する確認の電話等をしていただくことがあります。

## 5 個人情報の保護

協力企業は、この事業による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱業務特記事項」を遵守しなければなりません。

※寄附者等の個人情報は、ふるさと製品の送付以外の目的に使用することはできません。

ただし、ふるさと製品の発送時にパンフレットを同封し、寄附者から協力企業へ商品申込み等があり、入手された個人情報は、別紙「個人情報取扱業務特記事項」の対象外です。

## 6 協力企業のメリット

(1) 企業名や商品名等を松山市がPR

ふるさと納税専用サイト、市が作成・配布するふるさと納税パンフレット等を通して、企業名、商品名等をPRできます。

(2) 自社商品の販売促進・PR

ふるさと製品発送時に自社商品等のパンフレットを同封していただくことで、自社商品の販売促進、PRが図れます。この場合は、同封するパンフレット等を事前に市に提示していただきます。

※協力企業によるパンフレットの送付は、ふるさと製品発送時の同封に限らせていただきます。

## 7 申込期間

随時受付

## 8 申込方法

別紙「松山市（ふるさと納税）返礼品申込書」に必要事項を記入し、資料を添付の上、松山市役所納税課へ持参又は郵送してください。

## 9 協力企業の決定方法等

・申込内容を確認し、募集要領の要件を満たしていれば、決定通知書を申込者に送付します。要件に満たない申込者にも連絡をいたします。

・特別な事由がある場合は、松山市は協力企業の決定を取消しできるものとします。

・決定通知後、商品の見本を提出していただく場合があります。

・決定通知後、委託業者と電子契約を結んでいただきます。

## 10 その他留意事項

・協力企業は、あらかじめ申込をした商品を変更・辞退する場合や、商品に関して発送の遅延、販売の中止、品質及び送付過程等で事故等の問題が発生した場合は、速やかに市へ報告するものとします。

・協力企業は、ふるさと製品の品質等に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容について市に報告するものとします。また、品質等による保証やクレーム対応については、市は一切責任を負いません。

・市は申込内容に虚偽があった場合及び市に損害を及ぼす行為があった場合には協力企業の登録を中止します。

・送付実績が著しく少ない場合や、クレームの数が著しく多い場合は、登録を継続しない場合がございますのでご了承ください。

・当該商品において取扱者のみ応募があった場合は、製造元に登録可否の確認をとらせていただく場合があります。

## 11 申込・問合せ先

〒790-8571

松山市二番町四丁目7-2

電話：089-948-6265 F A X：089-934-1802

電子メール：nouzei@city.matsuyama.ehime.jp

ホームページ「ふるさと松山応援ページ」<http://www.furusato-matsuyama.jp/>